

仕様書

1 業務の名称

重要文化財旧札幌控訴院庁舎の修理に係る基礎調査等業務

2 業務の期限

契約日から令和9年3月26日(金)まで

3 対象施設

国指定重要文化財 旧札幌控訴院庁舎(現札幌市資料館)1棟、附指定:門2か所
指定種別及び指定年月日:重要文化財(建造物) 令和2年12月23日 建築年:大正15年(1926年) 所在地:札幌市中央区大通西13丁目 構造:組積造(煉瓦、軟石)、一部鉄筋コンクリート造 規模:2階建一部3階建 建築面積:850㎡、延べ面積:1,638㎡、敷地面積7,120㎡ 別紙:図面(施設概要、平面図、立面図)

4 業務の概要

(1)業務の目的

本業務は、次年度以降に予定している基本設計の円滑な着手に向けて、建物の修理や復原内容を検討するための基礎調査並びに図面の作成を行うものである。

ア 文化庁協議に向けた復原検討のための基礎調査

設計段階における文化庁との復原協議の早期化及び円滑な合意形成を図るため、復原の可能性を残す部位の基礎調査を行い、協議に必要な客観的資料を作成する。

イ 国庫補助申請に向けた図面整備

設計業務の国庫補助申請(事業計画の提出)において、正確な数量算出を可能とするため、現在不足している現況図面を作成・整備する。

5 業務の内容

受託者は、以下の基礎調査及び図面作成を行う。

(1) 各室天井中心飾りの復原検討に係る基礎調査

ア 現地調査:現存する天井中心飾りの寸法、形状及び意匠の計測・記録

イ 史料調査:古写真及び関連史料の収集・分析

ウ 類例調査:同時代の文化財建造物等における類似意匠及び施工技法の調査・分析

(2) ギャラリー4に残存する織物壁紙の復原検討に係る基礎調査

ア 史料調査:古図面及び関連史料の収集・分析

イ 材料・製法調査:ギャラリー4に残存する織物壁紙を対象とした、当時の材質並びに製造技法の目視調査及び文献・資料分析

(3) 基本設計等に向けた現況図面の作成(不足図面の作成)

ア 立面図(現況及び不足箇所)

イ 建具表(現況)

- ウ 展開図(現況)
- エ 天井伏図(現況)

6 成果品

- (1) 契約後速やかに提出する書類
 - ア 業務工程表 1部
 - イ 調査要領書 1部 (現地作業開始前まで)
 - (2) 業務完了時に提出する書類
 - ア 業務完了届 1部
 - イ 業務完了報告書 1部(A4判、再生上質紙、簡易製本)
 - ウ 図面一式(既往図の修正、新規作成分) 1部(A3判、再生上質紙、簡易製本)
 - エ その他委託者が指示する資料
 - オ 上記の電子データ
- ※ 成果物のファイル形式は、提出前に委託者と協議すること。

7 既往調査・貸与資料(貸与時期:業務着手時、返却:業務完了時)

- (1) 重要文化財旧札幌控訴院庁舎耐震診断及び保存活用計画策定業務成果品
(令和7年3月)
- (2) 札幌市資料館構造図等作成業務成果品(平成27年3月)
- (3) 札幌市資料館耐震診断報告書(平成24年3月)
- (4) 過去の修理履歴(参考資料)

8 管理技術者及び主任技術者、照査技術者等

受託者は、業務遂行に当たって、実務経験が豊富で誠実かつ責任感のある技術者を選定し配置すること。また、その者の経歴及び資格を書面にて提出し、委託者の承諾を得ること。管理技術者と主任技術者の兼任は可とする。

なお、業務履行期間中において配置技術者として著しく不適当と委託者が認めた場合、受託者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

- (1) 管理技術者及び主任技術者
 - ア 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく構造設計一級建築士、又は建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士資格取得後に5年以上の建築設計実務経験を有する者
 - イ 過去15年間(平成23年度以降)文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定する重要文化財の建造物の設計業務において1件以上の実績を有する者
- (2) 照査技術者
 - ア 文化財建造物修理主任技術者(文化庁主催の当該技術者講習会普通コース又は上級コースの課程を修了した者)
 - イ 過去15年間(平成23年度以降)文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定する重要文化財の建造物の設計業務において1件以上の実績を有する者

9 成果品の取扱い

本業務における成果品は、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の承諾を得ずに他に公表、貸与又は使用してはならない。

また、成果品に係る著作権は、すべて委託者に属するものとし、委託者が納品後に成果

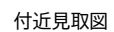
品の加工、引用、公表、出版等を行うことを妨げない。

10 その他

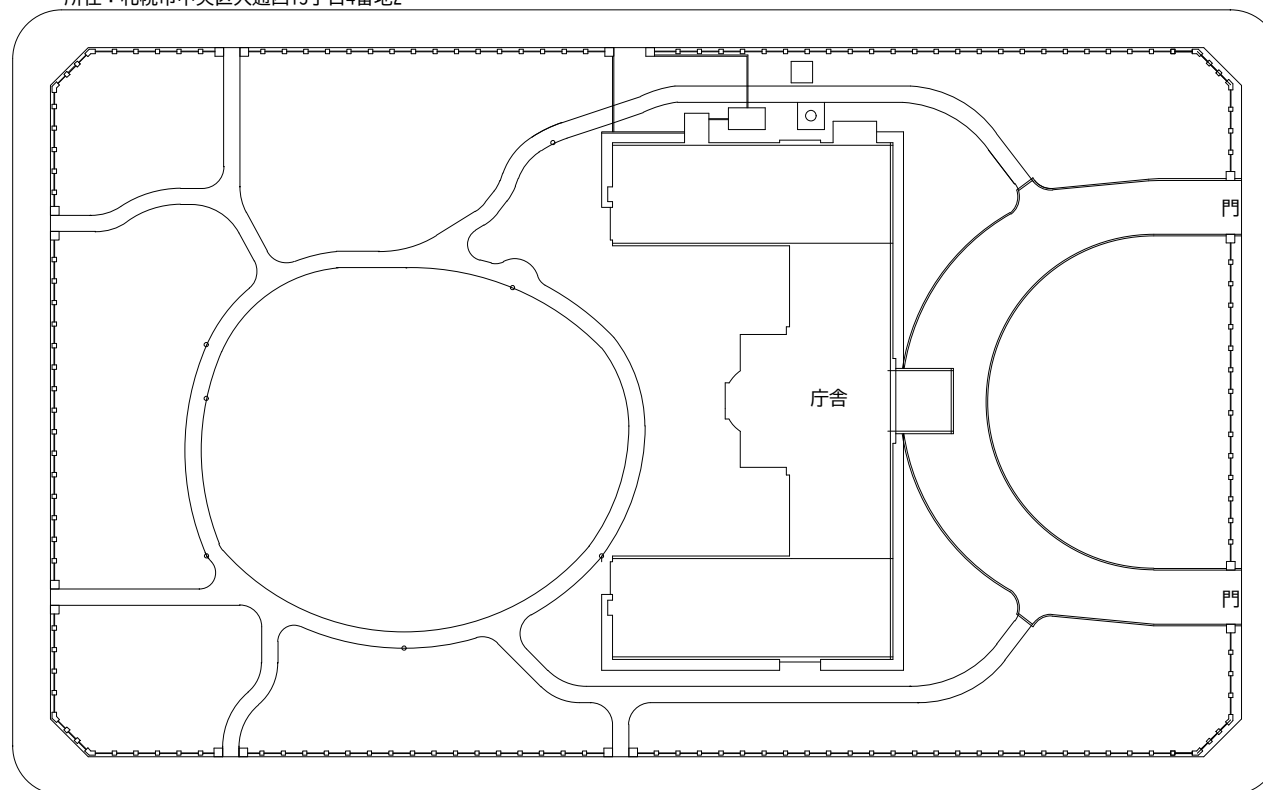
- (1) 本業務は、文化財建造物に係る調査業務であることを十分認識し、事業の実施過程において文化財の価値及び周囲の環境を損ずることがないように、万全を期すものとする。
- (2) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏洩してはならない。
- (3) 受託者は、委託者と十分協議を行い、必要な準備、資料の作成、事前の打合せ等を行うこと。なお、本市の求めに応じて打合せ等を確実に行うため、業務の連絡体制を明確にし、業務が遅滞することのないようにすること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況を常に検証するとともに、その状況について委託者に報告すること。
- (5) 調査時は安全管理を徹底するとともに、施設を損傷しないよう注意すること。
- (6) 業務の履行に関しては、環境に配慮し紙資源やエネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。
- (7) 業務に疑義が生じた場合、または本仕様書に記載されていない事項については、委託者と協議し、指示を受けること。

11 委託者担当部局

札幌市市民文化局文化部 文化振興課 資料館担当 田中、水野
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階
TEL:011-211-2261 FAX:011-218-5157
E-mail:bunka@city.sapporo.jp



建物概要	
建物名称	札幌市資料館（旧札幌控訴院）
所 在 地	札幌市中央区大通西13丁目4番地2
施設用途	国指定重要文化財
構 造	レンガ及び軟石造（一部鉄筋コンクリート造）
規 模	地上2階
建設年度	大正15年
敷地面積	7,120㎡
建築面積	850㎡
延床面積	1,638㎡



配置図

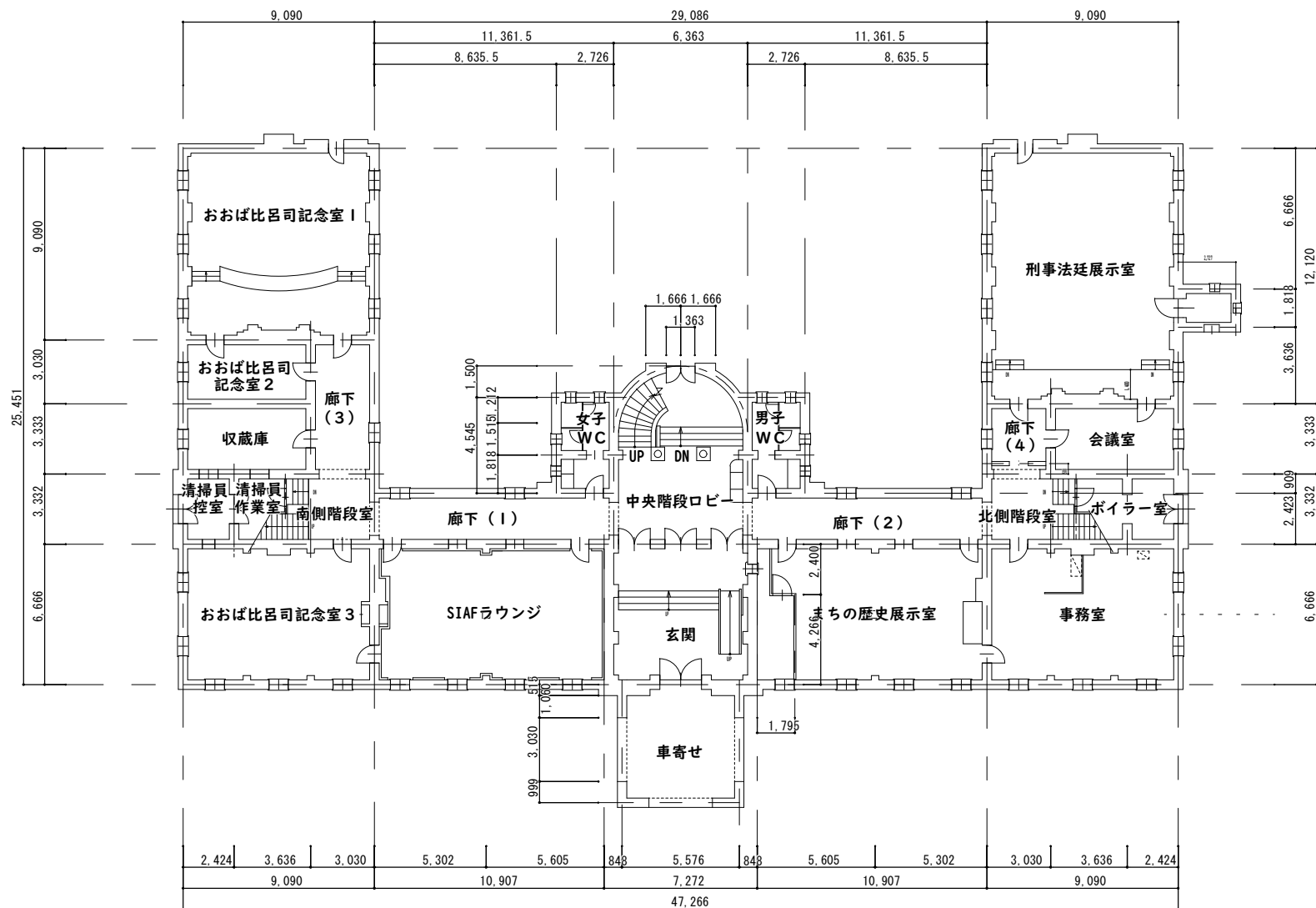
旧札幌控訴院庁舎（札幌市資料館）

付近見取図・配置図

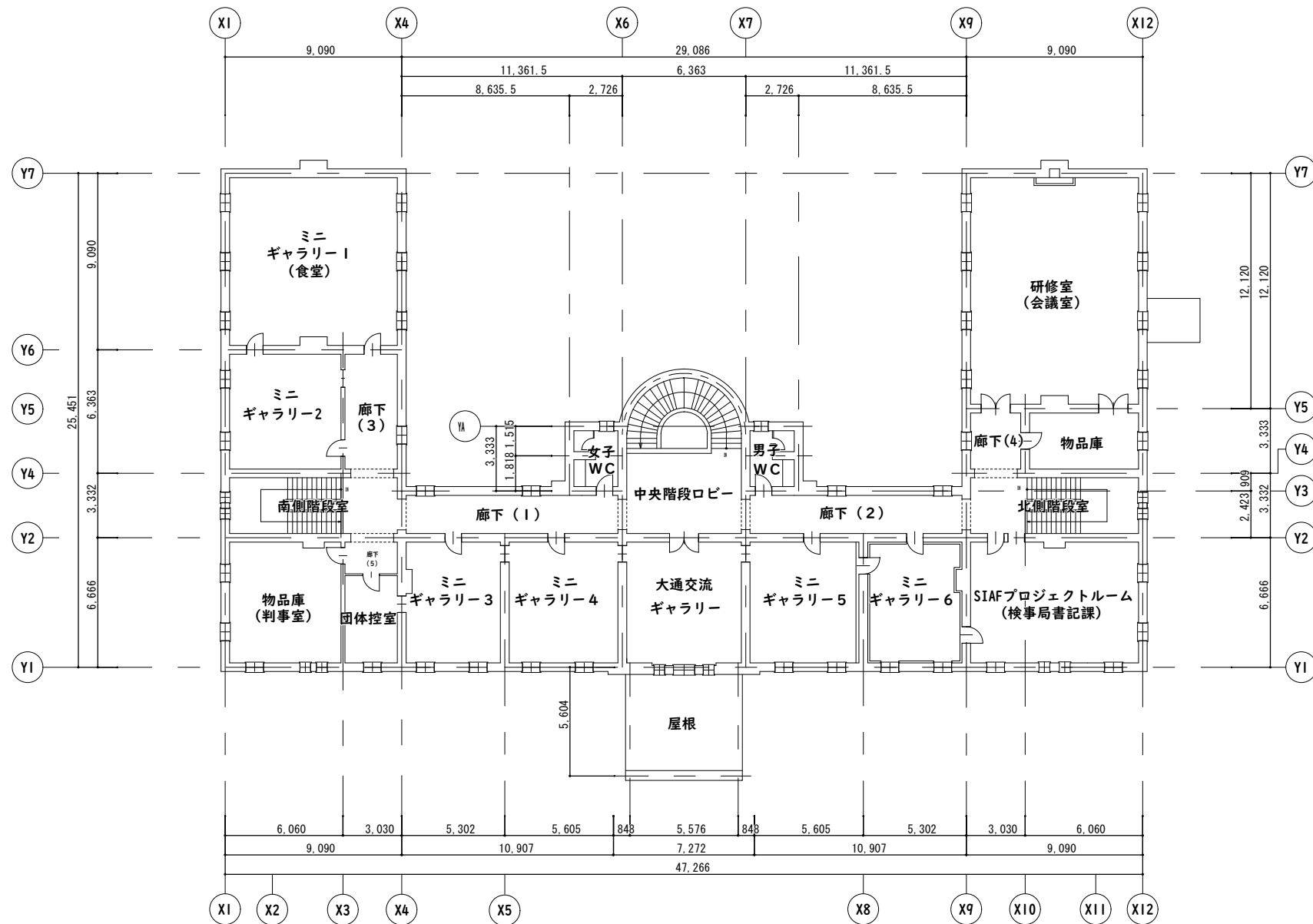
SCALE

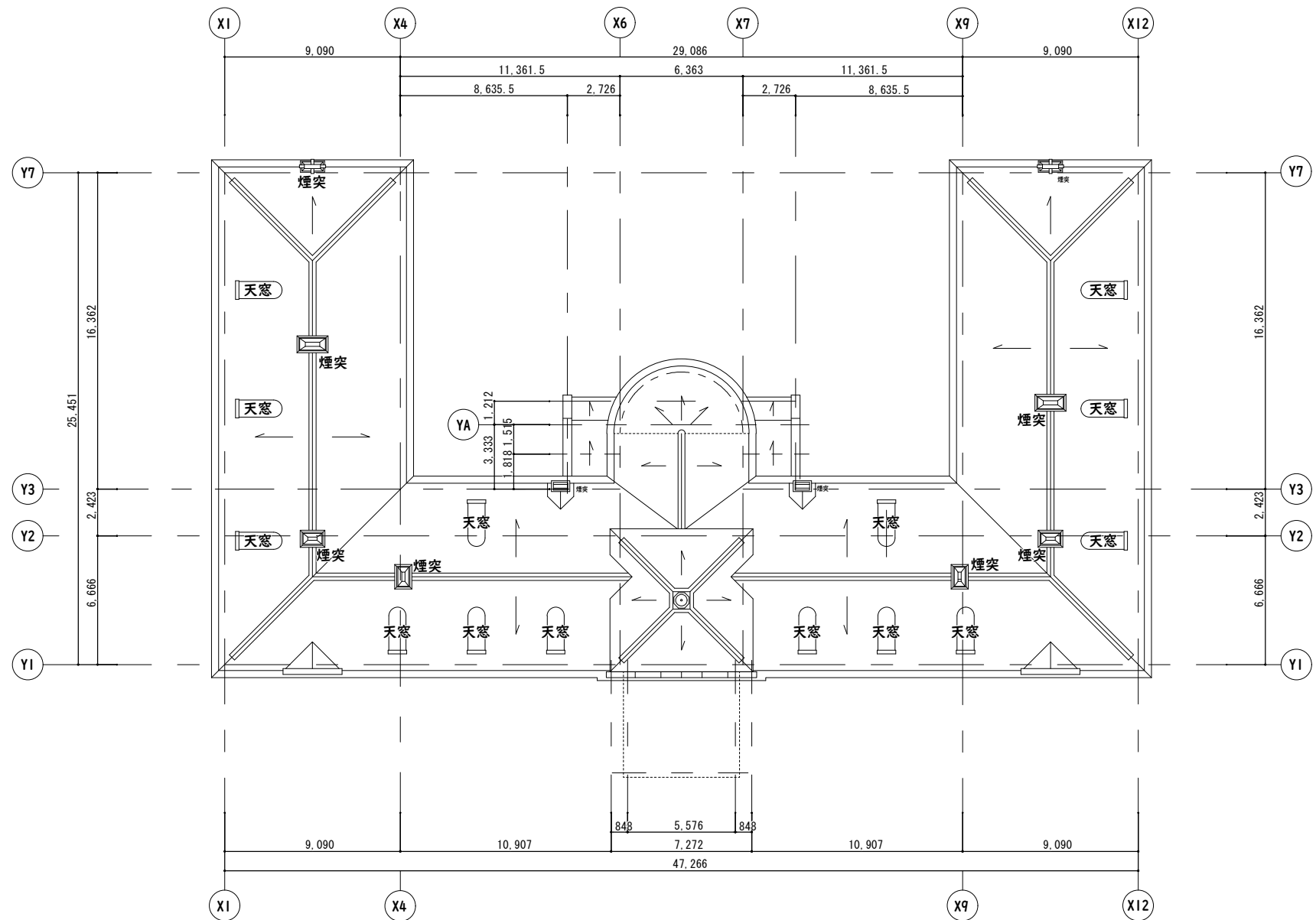
I : N(A4)

参考図1

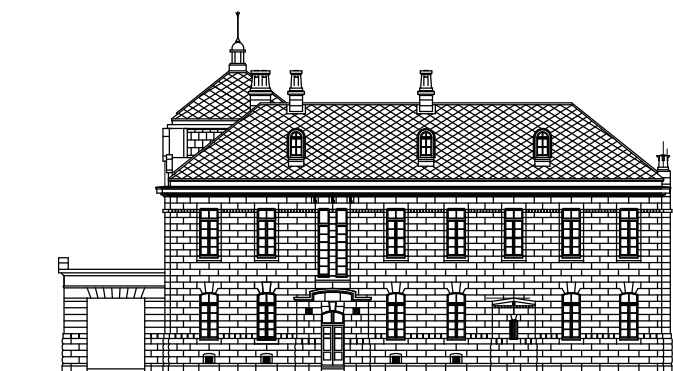


I階平面図 S=1:300

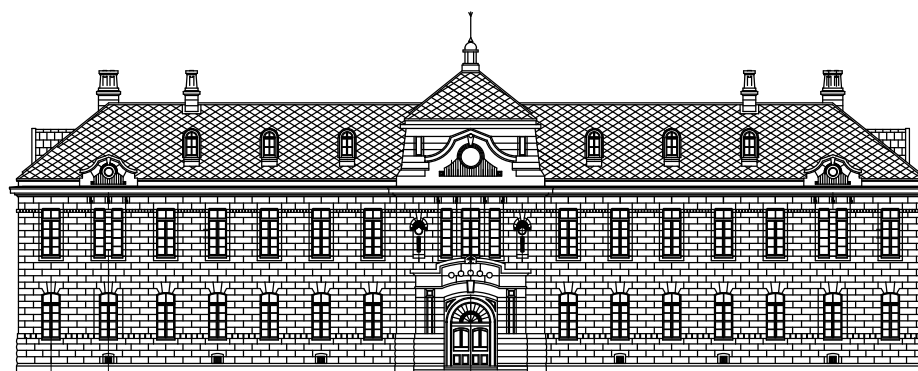




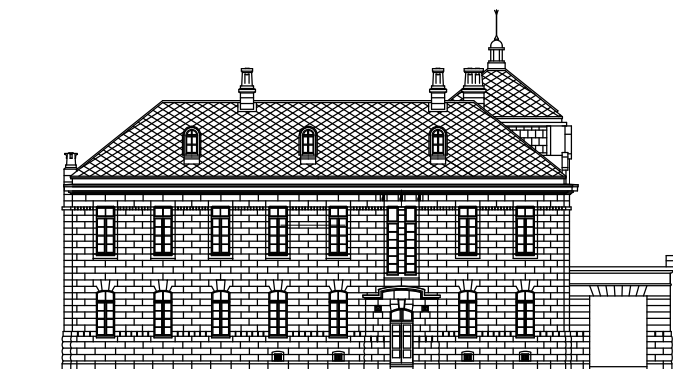
屋根伏図 S=1:300



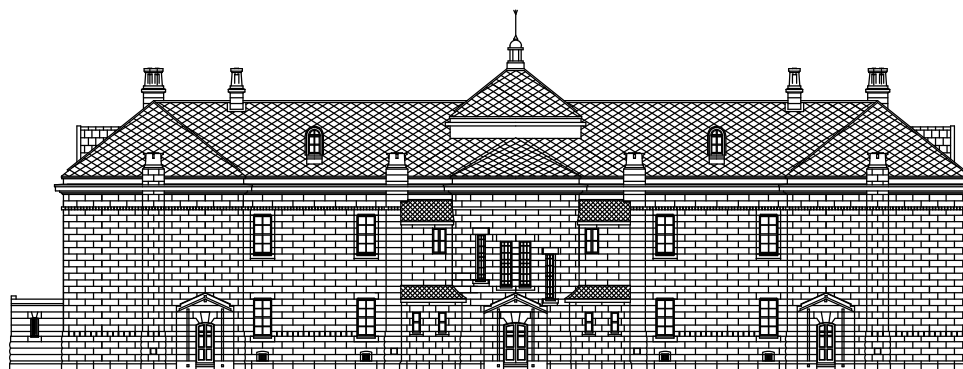
北側立面図



東側立面図



南側立面図



西側立面図

